

### 3 . 農業の概要について

北海道農業の技術供給拠点として、大きな発展を遂げてきた札幌市。都市化により、宅地の需要が増大するにつれ、農地面積の縮小を余儀なくされたものの、新鮮かつ安全、良質な農畜産物を市民に提供する都市型農業として重要な役割を果たしている。

現在、市では、水稻・果樹・果実・野菜・花き・酪農・養豚・養鶏など、あらゆる農畜産物が生産されている。

(出典：JAさっぽろホームページ)

#### 3.1 札幌市の農業の概要

##### 3.1.1 自然

市は石狩平野の南西部にあって、東西 42.3km、南北 45.4km、市域面積 1,121.26 km<sup>2</sup> を有している。地形的には南西部に位置する緑豊かな山岳部が市域の大半を占め、主な都市活動は、市内を貫流する豊平川によって形成された扇状地及びこれに連なる石狩低地帯、並びに南東の月寒台地、野幌丘陵を中心として展開されている。

地質はおおむね第 4 紀の沖積層で、砂・小石・粘土からなる豊平川（札幌）扇状地は良好な地盤を備えているが、石狩低地帯は埴土及び泥炭からなっている。

土壌は、山地は火成岩及びその残積土または崩壊土が大部分を占め、台地は火山灰に由来する洪積土壌で、埴土または埴壤土である。平野部は河川流域の沖積土地帯及び石狩川流域低平部に広く分布する泥炭地帯や、河口部に分布する砂土地帯に大別され、いずれも農業に適しますが、全般的に排水不良地が多いのが特徴である。

気候的には日本海型気候に属し、大陸の気候に左右されることが多く、夏は一般にさわやかで、冬は積雪寒冷を特徴としている。また、農耕期（4～9月）の平均気温は 17 前後であり、農耕に適している。

(出典：令和 4 年度版さっぽろの農業 札幌市経済観光局農政部発行)

気象概況 (1)

年・月次	平均気温	平均相対湿度	平均気圧 (海面)	降水量	日照時間	平均雲量	平均風速	天気日数 <sup>2)</sup>		
								快晴	曇天	降水
	℃	%	hPa	mm	h		m/s			
平年値 <sup>1)</sup>	9.2	69	1012.4	1146.1	1718.0	7.4	3.6	13.3	165.7	175.1
平成28年	9.3	66	1013.3	1360.0	1818.5	7.4	3.7	16	158	177
29年	9.1	67	1011.6	1158.0	1819.9	7.4	3.3	12	160	177
30年	9.5	69	1012.8	1282.0	1741.6	7.5	3.3	10	176	197
令和元年	9.8	69	1012.7	814.0	1987.7	7.0	3.5	18	148	172
2年	10.0	71	1013.0	905.0	1764.3	7.5	3.3	13	162	174
令和2年 1月	-2.3	71	1017.2	51.5	93.8	8.1	2.9	0	16	19
2月	-2.1	73	1017.6	157.0	99.6	8.4	2.8	0	18	23
3月	3.3	67	1012.0	107.5	174.2	7.3	3.5	1	15	16
4月	6.8	65	1011.9	52.5	187.3	7.2	3.9	2	13	15
5月	13.7	66	1009.9	45.5	205.3	7.0	3.6	3	11	9
6月	18.3	73	1007.2	51.5	142.4	8.3	3.8	0	20	12
7月	21.2	77	1009.4	56.5	200.0	7.3	3.2	3	14	6
8月	23.3	76	1010.0	134.0	189.5	7.0	3.4	1	11	13
9月	20.1	76	1014.8	53.5	140.1	8.0	3.4	0	16	13
10月	13.1	69	1015.9	66.0	152.9	6.6	3.3	2	7	17
11月	6.3	69	1016.6	113.0	84.0	8.1	3.3	1	16	19
12月	-1.6	65	1013.8	26.5	95.2	7.0	2.9	0	5	12

注：1) 1991年から2020年までの30年間の平均値である。

2) 「快晴」は日平均雲量1.5未満、「曇天」は日平均雲量8.5以上、「降水」は日降水量0.5mm以上の日数。

<資料> 札幌管区気象台

### 3.1.2 農業の役割

市の農業は、市民への新鮮で安全・安心な農産物の供給を始め、教育やレクリエーションの機会の提供、緑地空間の保全など都市農業としての重要な役割を担っている。しかしながら、農産物価格の低迷に加え、農産物の輸入自由化による農業経営の圧迫など農業を取り巻く環境は厳しさを増している状況であり、農業者の高齢化や後継者不足により営農の継続が困難となることによって遊休農地の増加が懸念される。また、地域によって営農形態や規模、担い手の状況などが大きく異なることから、地域の実態にあった農業振興が求められている。

### 3.2 札幌農業の歴史

札幌の農業のあゆみ（出典：札幌市ホームページ）

年代		できごと
慶応	2年	大友亀太郎「御手作場」(幕府の直営農場)を開き、大友堀(後の創成川)を掘る
明治	2年	開拓使が設置され、島判官が札幌本府建設に着手
	3~4年	札幌、苗穂、丘珠、円山、月寒、篠路、平岸、白石、手稲などを開拓
		アメリカ農務長官ケプロンらを迎え入れたことにより農業技術が飛躍的に発展
	6年	タマネギの種子をアメリカより輸入し試作を開始
	7年	リンゴ、ナシ、ブドウなどの苗木をアメリカより輸入
	9年	屯田兵制度制定、札幌官園で牛、馬、羊などを飼育
	15~16年	札幌農学校開校、教頭としてクラークが着任
	「酪農の父」エドウィン・ダン札幌官園に着任	
	19年	バッタ多量発生、大干ばつ
	34年	札幌に北海道庁設置 北海道農業試験場設置(北18条)
大正	5年	手稲区山口地区でスイカ栽培開始
	7年	開道50年記念北海道博覧会開催
	9年	戦争成金景気の反動で農産物価格大暴落、農村の不況
	11年	札幌に市制施行
昭和	1~10年	冷害、病虫害の大発生
		畑作から園芸農業への転換進行
	13年	農地委員会発足(現農業委員会)
	21年	自作農創設特別措置法公布(農地改革)
	24年	札幌玉ねぎ販売農業協同組合連合会(札玉販連)設立
	27年	農地法公布
	39年	札幌市農業センター開設
44年	農業振興地域の整備に関する法律公布	
45年	米の生産調整始まる	



クラーク博士の像

	47年	札幌冬季オリンピック開催 政令指定都市へ移行	
	49年	札幌農業振興地域整備計画策定	
	52年	実験農場開設	
	60年	酪農団地造成開始	
	61年	花と緑の博覧会開催	
	63年	札幌市農業基本計画策定 本市育成イチゴ「サトホロ」種苗登録、生産開始	
	平成	7年	「サッポロさとらんど」開設 札幌市農業支援センター開設
8年		新札幌市農業基本計画策定	
10年		「さっぽろとれたてっこ」販売開始 市内5農協合併	
13年		市民農業講座「さっぽろ農学校」開講	
17年		さっぽろ都市農業ビジョン策定	
24年		さっぽろ都市農業ビジョンの今後の重点的取組策定	
29年		第2次さっぽろ都市農業ビジョン策定	

### (1) 開拓初期

市は、明治の開拓初期から屯田兵が入り、水田や畑の開墾が盛んに行われるとともに、明治9年には北海道大学の前身である札幌農学校が設置されるなど、北方農業の技術供給の拠点として、常に北海道の農業において重要な役割を担ってきた。

### (2) 戦後

市は、近隣市町村を合併しながら本道の中心都市として急速に発展してきたため、都市基盤の整備が急務となり、これらの用地として農地などの転用が行われた。

この結果、農地、農家戸数の減少が進んだものの、大都市の有利性を生かし、野菜や花きなどの集約的な栽培、中小家畜などの飼育を中心とする農業への転換を図り、市民に対する新鮮かつ良質な農畜産物の供給という重要な役割を果たしている。

### 3.3 農業生産の現状

#### (1) 農家戸数と経営耕地面積

農林業センサス調査による令和2年の農家戸数は627戸であり、平成22年の993戸と比較すると、約36%の減少となっている。

また、令和2年度の経営耕地面積は1,480haであり、平成22年の2,002haと比較すると約26%の減少となっている。

#### (2) 農家戸数と農業就業人口（販売農家）

平成27年の市の総農家戸数は807戸で、そのうち販売農家戸数は461戸、自給的農家戸数は346戸となっている。総農家戸数は年々減少しており、平成17年の1,121戸と比較すると、約3割の減少となっている。

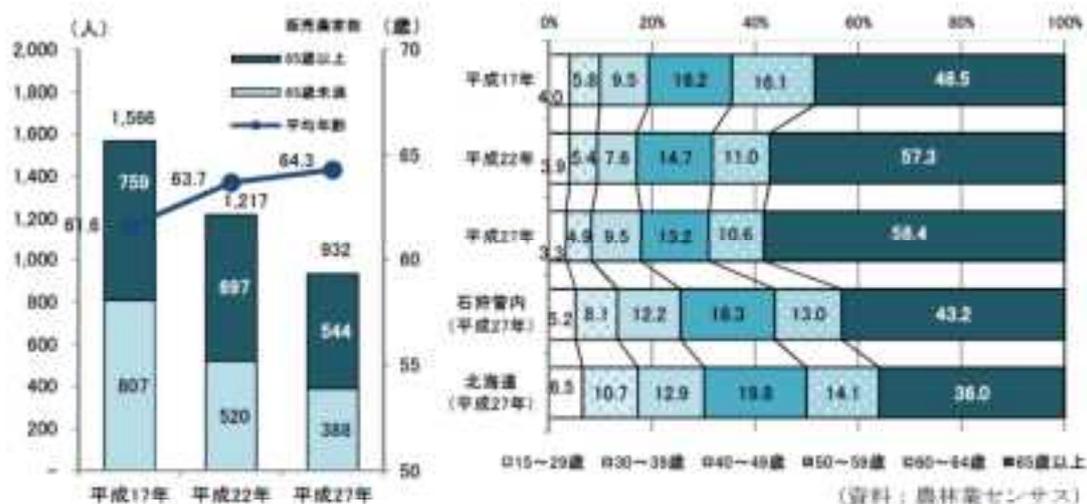
また、販売農家の農業就業人口をみると、平成27年は932人で、平成17年の1,566人と比べると約4割減少している。平均年齢は、64.3歳で、平成17年と比べ2.7歳上昇している。

農業就業人口のうち65歳以上の高齢者が占める割合は、58.4%であり、石狩管内の43.2%、北海道の36.0%と比べて、高齢化が進んでいる。

総農家数の推移



## 農業就業人口の推移と年齢階層別農業就業人口



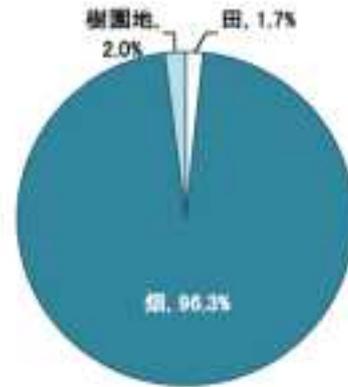
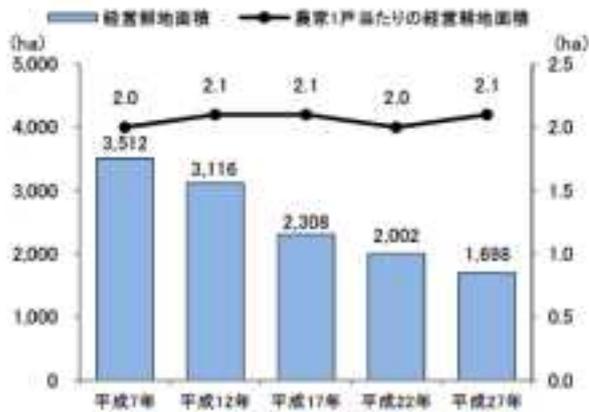
- ※3 農家：経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯または、経営耕地面積が10a未満であっても、調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上あった世帯。  
 ※4 販売農家：経営耕地面積が30a以上または調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家。  
 ※5 自給的農家：経営耕地面積が30a未満かつ調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家

### (3) 農地面積 (経営耕地 6面積)

平成27年の市の市域面積は1,121.26 km<sup>2</sup> (112,126ha)で、そのうち経営耕地面積は、1,698haであり、市域面積の約1.5%を占めている。

経営耕地面積は年々減少しており、平成17年の2,284haと比較すると約26%の減少となっている。一方、農家1戸あたり経営耕地面積は大きな変化はなく、約2haで推移している。耕地種別農地面積の構成をみると、畑が96.3%を占めている。

#### 経営耕地面積の推移と耕地種別農地面積の構成



(資料：農林業センサス)

(資料：課税地目面積 (平成27年1月1日現在))



東区のタマネギ畑



北区のレタス畑

※6 経営耕地：調査期日現在で、農業経営体が経営している耕地。自家で所有し耕作している耕地(自作地)とよそから借りて耕作している耕地(借入耕地)の合計。

### 3.4 農業生産の特徴

市では、北東部の平野部を中心として、清田区、南区の山間丘陵地帯、手稲区の砂質土地帯など、それぞれの立地条件に合わせた農業生産が行われている。

そのため生産品目が多種多様に分かれているのが特徴である。

#### 3.4.1 園芸

##### (1) 野菜

野菜生産は、市の農業の基幹となるもので、多様な作物が栽培され、市場や農協などを通じて市内のほか道外にも出荷されている。特に生産量が多い作物は、次のとおりである。

#### ア. タマネギ

タマネギは、日本での食用としては、1871年（明治4年）に札幌で試験栽培されたのが最初とされ、後に札幌農学校において本格的な生産が開始された。現在の市における主な生産地は、東区の丘珠地区から北区篠路地区にかけての伏古川流域と白石区東米里地区の旧豊平川流域に分布している。

近年は、在来品種の「札幌黄」や改良品種の「さつおう」を作付するなど特色ある品種の生産振興や販路開拓が行われている。市内の作付面積は約270haで、主に京浜市場をはじめとする全国に流通する市の主要農産物である。

#### イ. レタス（玉レタス、リーフレタス、サニーレタス）

レタスは、北区太平・篠路・茨戸地区を中心に作付けされている。市内の作付面積は約54haで道内でも有数の産地となっている。

#### ウ. ホウレンソウ・コマツナ

ホウレンソウは、主に清田区真栄・有明地区、南区滝野・常盤地区で生産され、「ポーラスター」のブランドで販売されており、市を代表する特産葉物野菜である。市内の作付面積は約7haで、生産者は、連作による土壌病害を克服し、品質向上に向けた努力を続けている。

コマツナは、東区丘珠・東雁来地区のタマネギ育苗ハウスの有効利用として昭和62年から生産が始まり、現在は南区藤野・簾舞地区や西区小別沢地区でも生産されている。市内の作付面積は約13haとなっており、道内でも有数の産地となっている。

#### エ. スイカ・カボチャ

手稲区手稲山口地区は、「サッポロスイカ（山口スイカ）」の産地であり、スイカの冷害対策として作付けが始まったのが「みやこカボチャ」である。隣接する大浜海水浴場（現：おたるドリームビーチ）の名から、昭和56年に「大浜みやこ」と命

名され、栽培管理の統一など品質の向上に努めることで、市場から高い評価を得ている（作付面積約 19ha）。

## （２）果樹

果樹栽培は、南区藤野地区から定山溪地区までの豊平川沿いに集中している。主要品目はサクランボとリンゴで、市全体の果樹栽培面積約 28ha のうち、２品目で全体の約 50%を占めている。

近年、市民が自然とのふれあいを求めるニーズが高まる中で、都市近郊の有利性を生かして、もぎ取り農園や直売など観光農業への転換が図られ、モモ、ウメ、ブドウ、プラム、プルーンなど多品目の果樹栽培が行われるようになってきている。また、南区や東区中沼地区では、ブルーベリー等の小果樹の栽培も行われている。

## （３）花き

花き栽培は、清田区真栄・有明地区や手稲区手稲山口地区などで行われているが、生産者の高齢化などにより、栽培戸数は減少傾向にある。

花き類の栽培面積は約 10ha である。切花はバラ、スイートピー、ワレモコウなどが栽培されており、夏季冷涼な気候を生かした栽培で都府県にも出荷されている。鉢花はシクラメン、ペゴニア、ポインセチアなどが栽培されるほか、ガーデニングや家庭菜園ブームによる需要に応じ、各種苗もの類の生産も行われている。

### 3.4.2 水稲・畑作

#### （１）水稲

水稲は、北区篠路・茨戸地区、南区藤野・簾舞・小金湯地区を中心に生産されている。平成 29 年度で生産調整は終了したが、平成 30 年度から道及び地域の農業再生協議会が主体となり、米価の安定による農家所得の確保や北海道米の安定供給を目的とした「生産の目安」に沿って水稲の作付面積は調整されており、現在の作付面積は約 25ha である。

作付品種は良質・良食味米へのニーズが一層高まる傾向にあるなか、「ななつぼし」を主力品種として「ゆめぴりか」、「きたくりん」等が栽培されている。

#### （２）畑作物

畑作物は、主に小麦が北区方面を中心に作付けされており、市内の作付面積は約85haである。品種は、秋まき小麦は「きたほなみ」が、春まき小麦は「春よ恋」が主に作付けされている。そのほか、そばの栽培を行っている生産者が数件いる。

### 3.4.3 畜産

畜産業は、都市化に伴う周辺住宅地との環境問題、生産者の高齢化・後継者不足、畜産物の輸入増加による価格低迷などにより、ここ20年ほどの間で飼養戸数・頭数とも大幅に減少している。

#### (1) 酪農

酪農家は7戸（うち1戸は育成専門）で、北区篠路・屯田地区、東区中沼地区、手稲区手稲前田地区などで営農しており、総飼育頭数は657頭、平均飼養頭数は94頭の小・中規模経営が主体となっている。また、肉用牛生産農家は1戸のみで、飼養頭数は60頭である。

牧草の作付面積は、市内の全耕地面積の3割近くを占めており、粗飼料のほとんどを自給飼料で賄っているが、濃厚飼料については、輸入飼料に依存している。近年は、輸入飼料、諸資材、輸送費等の生産コストの急騰等により、経営環境は厳しい状況が続いているが、飼育管理技術や飼料作物の栽培管理技術の改善により、乳質の改善や生産性の向上、良質な粗飼料の安定確保などの経営努力が払われている。

#### (2) 養豚

養豚農家は、南区、西区で2戸（うち養豚専業は1戸）が営農し、総飼養頭数は520頭である。全国的な豚熱の発生に伴う防疫対策措置が必要なほか、飼料価格の高騰や輸入豚肉製品の増加など、依然として経営環境は厳しい状況にあり、飼育管理技術の向上や経営管理の合理化などの経営努力が払われている。

#### (3) 養鶏

養鶏農家（100羽以上飼養）は清田区、西区などで3戸が営農し、総飼養羽数は3,436羽である。そのうち1,000羽以上飼養する中規模農家は1戸のみとなっている。養鶏は、他の畜産業と同様に飼料価格などが高騰しており、厳しい経営状況が続いている。近年は、平飼いや有精卵といった商品の差別化や自動販売機の利用、

宅配サービスなど都市近郊の有利性を生かした販売を行う小規模養鶏家が増えている。(農家戸数、飼養頭数は令和4年2月1日現在)

さっぽろ農畜産物マップ (出典: JAさっぽろホームページ)



主に生産されているもの

北区	<ul style="list-style-type: none"> <li>野菜 (タマネギ・レタス・バレイショ・ブロッコリー・スイートコーン・アスパラ)</li> <li>小麦</li> <li>水稻</li> <li>酪農</li> </ul>
東区	<ul style="list-style-type: none"> <li>野菜 (タマネギ・コマツナ)</li> <li>酪農</li> </ul>
中央区	<ul style="list-style-type: none"> <li>野菜 (バレイショ・スイートコーン)</li> </ul>

白石区	<ul style="list-style-type: none"> <li>野菜（タマネギ・バレイショ・スイートコーン）</li> </ul>
厚別区	<ul style="list-style-type: none"> <li>野菜（レタス・シュンギク・ミツバ・バレイショ・ニラ）</li> <li>花き（鉢物）</li> </ul>
豊平区	<ul style="list-style-type: none"> <li>野菜（スイートコーン・バレイショ）</li> <li>花き（切花）</li> </ul>
清田区	<ul style="list-style-type: none"> <li>野菜（ホウレンソウ・バレイショ・スイートコーン）</li> <li>花き（切花・鉢物）</li> </ul>
南区	<ul style="list-style-type: none"> <li>野菜（コマツナ・チンゲンサイ・キュウリ・イチゴ）</li> <li>果樹（リンゴ・サクランボ・プルーン・ナシ・ブドウ）</li> <li>水稻</li> <li>養豚</li> <li>花き（切花・鉢物）</li> </ul>
西区	<ul style="list-style-type: none"> <li>野菜（コマツナ・シロナ・ミニトマト・ダイコン菜）</li> <li>花き（切花）</li> </ul>
手稲区	<ul style="list-style-type: none"> <li>野菜（カボチャ）</li> <li>果実（スイカ・メロン）</li> <li>花き（切花）</li> <li>酪農</li> </ul>

### 3.5 市民農園について

#### (1) 市民農園

「市民農園」とは、都市の住民の方々がレクリエーションとしての自家用野菜・花の栽培・高齢者の生きがいづくり、地域交流の場、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園のことをいう。

こうした小面積の農地を利用したい人が増えていることから、農家のみならず、JA（農協）・企業・NPOなどが市民農園を開設できるようになっている。（出典：札幌市ホームページ）



写真：滝野市民農園（札幌市南区滝野 157）

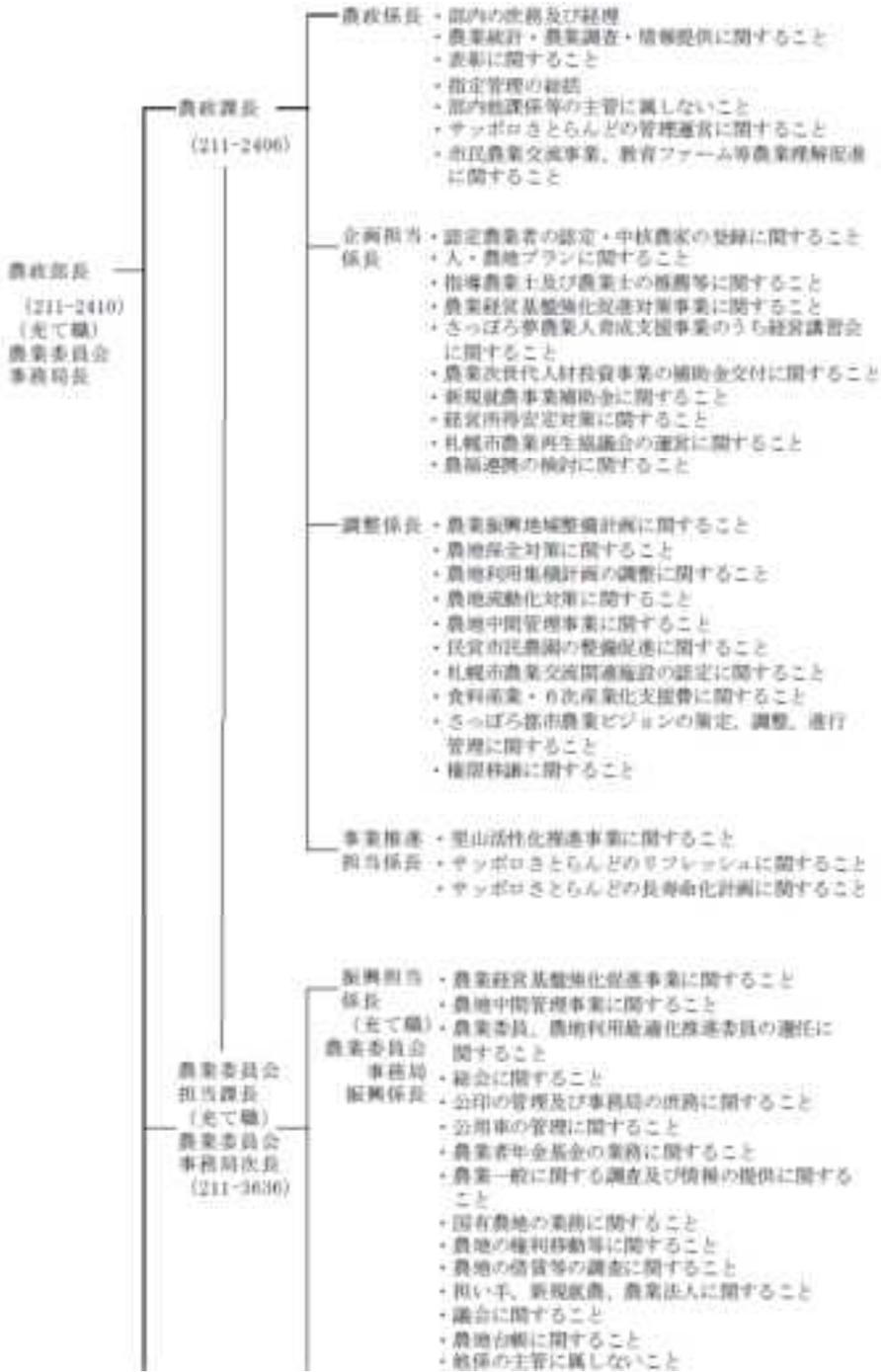
(2) 農家等が開設する認定市民農園

(農園利用方式・市民農園整備促進法によるもの) 23カ所

名称等	(所在地)	利用区画数	1区画の面積 (平方メートル)	問合せ先
市民農園 Vegetable Farm	札幌市北区新川731-1	98区画	100	市民農園 Vegetable Farm 電話050-5374-8275 受付時間 平日9時～15時
札幌北とれた ふじい農園	札幌市北区篠路町上篠路280-14	60区画	50	札幌市農業北経済センター 電話011-771-2113
市民農園ひばり	札幌市北区篠路町上篠路339-2	174区画	50	札幌市農協北札幌経済センター 電話011-781-7393
市民農園おかだま	札幌市東区丘珠町712-82	80区画	50	札幌市農協北札幌経済センター 電話011-781-7393
ふれあい農園北札幌	札幌市東区丘珠町499-33	72区画	50	札幌市農協北札幌経済センター 電話011-781-7393
市民農園こめの里	札幌市白石区東米里2062-1	48区画 19区画	50 100	札幌市農協 白石支店 電話011-861-0333
市民農園斉藤	札幌市白石区東米里2060-1	60区画	50	
市民農園郷の秋	札幌市白石区北郷2347-32	134区画	50	
市民農園いまい	札幌市厚別区厚別西733-2	217区画	50	札幌市農協 厚別支店 電話011-891-2154
市民農園佐々木	札幌市清田区真栄216-1	234区画	50	市民農園佐々木 電話011-881-0974
市民農園松田	札幌市清田区有明45-1	143区画	50	札幌市農協東経済センター
有明市民農園	札幌市清田区有明147-5	95区画	50	電話011-883-2570
白旗山市民農園	札幌市清田区真栄487-1	73区画	50	
滝野市民農園 (わたなべ)	札幌市南区滝野157-2	87区画	50	
滝野窪田市民農園 (くぼた)	札幌市南区滝野236-1	31区画	100	
市民農園いこいの村	札幌市南区白川1814-5	78区画	50	札幌市農協南経済センター
白川あらい農園	札幌市南区白川1814-37	80区画	50	電話011-591-4141
市民農園伊部	札幌市西区小別沢61-1	159区画	60	札幌市農協 琴似支店 電話011-611-4261
市民農園久保	札幌市手稲区手稲前田673	180区画	50	札幌市農協西経済センター 電話011-682-7161
山口ふれあい農園	札幌市手稲区手稲山口789-1	119区画	50	山口ふれあい農園 電話011-681-3964
市民農園うまそ	札幌市手稲区手稲前田452-1	155区画	50	市民農園うまそ 電話090-2697-6482
市民農園かっこう	札幌市手稲区手稲山口731-1	120区画	50	市民農園かっこう 電話070-6650-5221
市民農園こぼん	札幌市手稲区手稲前田585	107区画	100	市民農園こぼん 電話090-9754-7518

### 3.6 組織と事務分掌

#### (1) 組織図





(2) 予算内訳

令和4年度農政部予算内訳(当初予算)(単位:千円)

(千円)

事業名	予算額	主な事業計画
<b>農業振興費</b>	<b>120,188</b>	
農業振興推進費	58,508	
さっぽろ夢農業人育成支援費	14,000	農業の新たな担い手を育成するための研修機会の提供や、新規就農者に対する資金の貸付、経営相談を実施
市民農業講座「さっぽろ農学校」運営費	5,200	「さっぽろ農学校」の運営や市民の農業参加機会の創出。
その他農業振興推進費	39,308	農業振興組合企画費等事務費
農業支援センター等運営管理費	61,680	
<b>農業活性化関係費</b>	<b>30,532</b>	
農用地利用促進対策費	10,937	
農地保全・利用促進費	6,237	農地の保全と利用促進にむけた農地の流動化を支援
里山活性化推進費	4,700	里山の森林と森林に連なる農地の一体的な保全・活用策についての調査・支援等の実施
農業生産基盤整備費	19,595	
札幌市農業基盤整備補助金	16,000	栽培管理や有害鳥獣対策の施設等整備費に対する補助
環境調和型農業推進費	3,595	環境に配慮した有機物利用による農業の促進
サッポロさとらんど運営管理費	394,011	さとらんどの運営管理、老朽化した施設の変更等
農業委員会費	25,696	委員報酬、事務局運営費
<b>合 計</b>	<b>570,427</b>	

## 3.7 各委員会等

### 3.7.1 札幌市農業委員会

農業委員会は、「農業委員会等に関する法律」及び「地方自治法」に基づき、一定の面積の農地がある市町村に必ず置かなければならない独立した行政機関である。

農業生産力の増進及び農業経営の合理化に寄与するために設けられる機関で、市長が議会の同意を得て任命した農業委員で構成された合議体の行政委員会である。

#### (1) 農業委員会の役割と業務

##### ア．役割

農業委員会は、農業者の代表で構成する行政委員会である。農地の権利調整や転用、遊休農地対策等を進めたり、北海道農業会議を通じ農業・農業者に関する課題について国などに要望するなどの活動を行っている。

##### イ．業務

- (ア) 農地法に基づく農地の所有権の移転、権利設定に関する事務
- (イ) 農地法に基づく農地の転用に関する事務
- (ウ) 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定事務
- (エ) 農業者年金に関する事務
- (オ) 農業委員会だよりの発行、ホームページの運営などの情報提供活動

#### (2) 農業委員

農業委員は、農業委員会の総会における農地の権利移動や転用に係る許可等の審議及び決定、農業者からの相談対応及び農業者への助言指導等の業務を担っており、推薦、公募の実施に基づき、市長が議会の同意を得て任命し、現在 11 人の委員で構成されている。委員の任期は 3 年で、現在の委員の任期は、令和 2 年 6 月 24 日から令和 5 年 6 月 23 日までとなっている。

### 3.7.2 農地利用最適化推進委員

農地利用最適化推進委員は、農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）の推進のため、農地の利用状況調査や、農業委員会の総会における活動報告等の業務を担っており、推薦、公募の実施に

に基づき、農業委員会が委嘱している。

現在の農地利用最適化推進委員の任期は、令和2年6月24日から令和5年6月23日までとなっており、定数及び担当区域ごとの内訳は下表のとおりである。

(1) 定数及び担当区域

担当区域定数 17人第1地区(北区)5人第2地区(東区)3人第3地区(白石区・厚別区・豊平区・清田区)3人第4地区(南区)4人第5地区(中央区・西区・手稲区)2人

(2) 事務局

農業委員会の事務を補助するため事務局が置かれており、事務局長以下10人の職員を配置している。

### 3.7.3 札幌市農業再生協議会

(1) 設立 平成23年5月11日

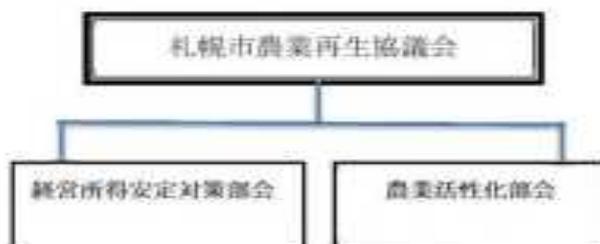
(2) 趣旨

本協議会は、農業経営の安定等を図ることにより、食料自給率の向上と、農業の多面的機能を維持するため、経営所得安定対策や担い手の育成と確保及び農地の保全と有効利用などに関する取組を総合的に推進することを目的として設立した団体である。

(3) 会員組織

- 札幌市
- 札幌市農業委員会
- 札幌市農業協同組合
- サツラク農業協同組合
- 北海道農業共済組合
- 札幌市生産者組織連絡協議会

(4) 組織図



#### (5) 事務局

札幌市、札幌市農業協同組合

#### (6) 主な活動内容

- 経営所得安定対策等の普及推進等
- 担い手の育成・確保・支援
- 荒廃農地又は遊休農地の再生利用
- 農地の保全と有効利用
- 農地の利用集積
- 6次産業化・地産地消の推進

(出典：札幌市ホームページ)

### 3.8 農業支援センター

#### (1) 目的と役割

市の地域特性に即した都市型農業の推進を図るため、基幹作物である野菜・花きなどの園芸作物を中心に、生産現場に対して直接的な生産振興事業及び関連業務を総合的に実施する拠点施設として、平成7年度に開設された。

農業支援センターでは、産地の育成・支援やブランド化の推進、環境に配慮した農業の育成を図っており、農業の新たな担い手づくりにも取り組んでいる。また、市民農業講座「さっぽろ農学校」の実習の場として、研修機能の役割も担っている。

#### (2) 位置と環境

市の北東部、東区丘珠町にある『サッポロさとらんど』の一角に位置し、付近には豊平川やモエレ沼公園がある。洪積地帯と泥炭地帯の境界部分にあり、年中風が強いことが特徴である。

### (3) 施設の概要

敷地総面積：8.3ha			
試験ほ場 (2.9ha) / 施設敷地 (0.2ha) / 道路、緑地帯等 (5.2ha)			
主要施設		(延べ床面積 m <sup>2</sup> )	
・事務所 (RC 2階建)	1,373	・馴化ガラス温室 (1棟)	168
・作業管理棟 (2階建)	1,033	・ガラス温室 (4棟)	1,315
・馴化作業室	205	・ビニールハウス (10棟)	1,770
・機械格納庫	395		
・堆肥舎	275		

### (4) 主な業務内容

市内の基幹作物である野菜などの試験栽培を行い、良質な農産物を市民に提供するための栽培法や品目・品種の選定等を提案する。また希望する農家ほ場の土壌分析・診断を行い、適正な施肥や土づくりに役立てる。また、「さっぽろとれたてっこ」マークの表示により地域ブランドをつくり、地産地消の推進の拡大につなげる。

この他、市内で新たに農業を営む多様な担い手の育成や、経営の早期安定化を図るための支援を行っており、また、農業に関する知識や栽培技術を学ぶ、市民農業講座「さっぽろ農学校」(専修コース)の運営や、一般市民の見学受入れも行っている。

### 3.9 サッポロさとらんど（農業体験交流施設）

#### （１）目的

「人と農業・自然とのふれあい」、「都市と農業の共存」をテーマとして、市民が農業や自然とふれ親しみ、体験しながら憩い、楽しむことができる田園空間と市の都市型農業の振興拠点を創出するものである。

#### （２）概要

位 置 札幌市東区丘珠町 584 番地 2 他

管理体制 平成 18 年度から指定管理者制度を導入

管理面積 55.8ha（農業支援センター敷地、ミルクの郷エリア、丘珠縄文遺跡事業エリア、元大志塾事業エリア、 期末整備エリアを除く）

オープン 平成 7 年 7 月 22 日

#### 主要施設

	(㎡)		(ha)
・さとらんどセンター (2階建)	3,849.58	・市民農園 50㎡×196区画	3.00
・レストハウスまきばの家	82.21	・体験農園	4.70
・家畜舎	221.13	・子ども学習農園	0.37
・観舎	434.16	・ふれあい牧場	1.10
・堆肥舎(家畜舎北東)	150.00	・さとらんどガーデン	1.60
・堆肥舎(観舎北)	115.50	・ラベンダーの丘	1.10
・堆肥舎(市民農園横)	115.50	・パークゴルフ場 27ホール(1,246m)	1.70
・機械格納庫	334.14	・風のほらっば	4.10
・車庫	112.36	・ときの広場	0.90
・トイレ(4カ所)	156.44	・ハルニレ広場	0.40
・貸し自転車場	136.08	・伏事広場	1.40
・S.L.バス格納庫	298.53	・さとの広場	3.10
・クラブハウス	118.26	・さとの池	0.20
・資材格納庫	40.37	・四季の森	1.10
・ポンプ室二カ所	68.96		
・貸し農具庫	29.16		
・さとらんど交流館	1,993.01	・駐車場7カ所 (約1,800台収容)	
・機械格納庫(水田横)	227.25		

#### さとらんど市民農園

名称・所在地	区画数 (1区画の面積)	利用料金 (1区画)	問合せ先
--------	-----------------	---------------	------

サッポロさとらんど (札幌市東区丘珠町 584-2)	196 区画 (50 平方メー トル)	11,000 円	さとみらい プロジェクトグループ 電話 011-787-0223
-------------------------------	---------------------------	----------	----------------------------------------

(3) 事業実績 (令和2年度)

ア. さとらんどセンター

- ・手づくり体験 (バター、ソーセージ、アイスクリーム、生キャラメル)
- ・各種講座
- ・ファーマーズマーケット (生産者による農畜産物の対面販売)

イ. 体験農園

農産物収穫体験 (ジャガイモ、トウモロコシ、ミニトマト等)

ウ. 市民農園

市民農園貸出

エ. 子ども学習農園

小学校等向け栽培、収穫、調理体験学習  
(ジャガイモ、サツマイモ、トウモロコシ等)

オ. ふれあい牧場

引き馬及び馬車の運行、小家畜とのふれあい広場

カ. さとらんどガーデン

各種ハーブや宿根草等の栽培展示

キ. 広場等 (炊事施設や木製遊具などを設置)

農業に関するイベントなどの会場として利用

R2 ~ 新型コロナウイルス感染症の影響により炊事広場の利用を休止。

ク. パークゴルフ場

ケ. さとらんど交流館

さとの収穫市等の開催、手づくり体験 (アイスクリーム)

コ. その他

S Lバス、貸自転車、ふわふわドーム

(4) サッポロさとらんど全体図



### 3.10 農業交流関連施設

農業交流関連施設とは、市街化調整区域で、農産物の地産地消や農業経営の6次産業化を行う直売・加工販売所に限定して規制緩和する認定制度により開設した施設である。(出典：札幌市ホームページ)

- (1) 農園の四季(ソバ等の加工販売)
- (2) そばと旬菜の農園「花見月」(野菜等の直売、ソバの加工販売)
- (3) 農家の直売「とれたす。」(野菜の直売)
- (4) 農家の茶屋「自然満喫倶楽部」(イチゴ、トマト等の直売、イチゴパフェ等の加工販売)
- (5) アルシェフェルム(野菜、果樹類の直売)
- (6) COCCOterrace(卵の直売、シフォンケーキ、プリン等の加工販売)
- (7) 豊滝自然農園(野菜の直売)
- (8) おうちごはん「野の」(定食類、米、野菜等の加工販売)
- (9) ピリカ札幌(トマト、ベビーリーフの直売)
- (10) AGRISCAPE(レストラン、野菜、卵、肉類の直売、加工販売)
- (11) ones fruits farm(カフェ、野菜類、果樹の直売、加工販売)
- (12) 八剣山キッチン&マルシェ(レストラン、ワイン、野菜類、果樹の直売、加工販売)
- (13) ファームレストラン「ベジタベール」(レストラン、米、野菜、花の直売、加工販売)

### 3.11 地産地消の推進

- (1) さっぽろとれたてっこ制度について

さっぽろとれたてっこ制度は、札幌の農業者が生産する農産物を対象とした産地表示制度で、地域ブランドを目指すものである。

‘さっぽろとれたてっこ’のマーク(下図)(以下、「マーク」という。)の表示を行い、札幌の農産物を広く消費者に知っていただき、販売を促進することで、地産地消の拡大につなげる。また、‘さっぽろとれたてっこ’の生産者は、環境に配慮し、安全・安心の向上に努める。

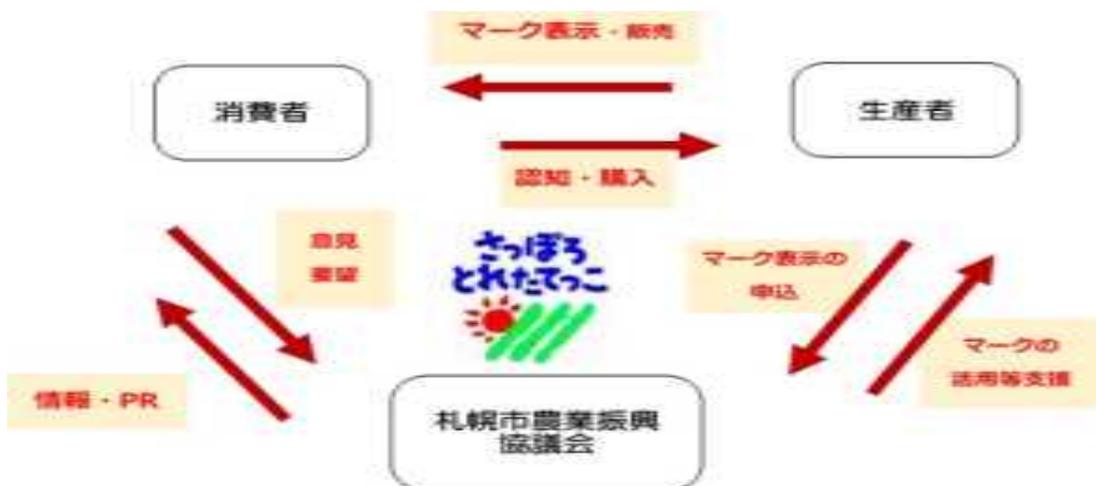
取組目標:「3ヵ年以内毎の土壌診断」と「生産履歴に基づく、肥培管理と防除管理」



さっぽろとれたてっこマーク

## ア. 制度の仕組み

- 札幌市内の生産者もしくは市内で農産物を生産している生産者が、申込により、マークを表示できる。
- 札幌市農業振興協議会が運営する。  
協議会の構成団体・・・札幌市農業協同組合、サツラク農業協同組合、北海道石狩振興局石狩農業改良普及センター、公益社団法人札幌消費者協会、札幌市経済観光局農政部
- 札幌市農業振興協議会は、生産者からのマークの表示申込書について、内容を確認し、受理する。



### 3.12 農業の現状

#### (1) 区別農家戸数及び農地面積

区別農家戸数及び農地面積

	農家戸数 (戸)	農地面積 (ha)			
		計	田	畑	樹園地
市内総数	627	1,480	103	1,322	55
中央区	10	111	9	95	7
北区	108	473	52	420	1
東区	116	420	24	396	0
白石区	48	43	4	39	-
厚別区	49	105	0	102	3
豊平区	27	35	-	34	1
清田区	46	34	-	32	2
南区	151	155	13	104	38
西区	33	33	-	31	1
手稲区	39	71	1	68	2

※農地面積については、項目ごとに小数点以下を四捨五入しているため合計と市内総数が一致しない場合あり。

#### (2) 年齢別農業従事者数

年齢別農業従事者数

	計 (人)	30歳未満	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70~79歳	80歳以上
市内総数	782	26	46	77	97	192	210	134
中央区	18	3	1	0	2	5	3	4
北区	150	4	9	15	16	43	39	24
東区	158	8	11	17	25	43	39	24
白石区	42	1	4	7	3	9	17	1
厚別区	41	1	0	5	7	10	9	9
豊平区	29	0	2	4	6	2	10	5
清田区	41	0	3	4	3	10	15	6
南区	203	5	10	16	25	45	60	42
西区	33	2	1	3	4	7	5	11
手稲区	67	2	5	6	6	18	19	11

<資料>農林業センサス (令和2年2月1日現在)

(出典：さっぽろの農業 令和3年度)

### 3.13 「第2次さっぽろ都市農業ビジョン」について

#### 3.13.1 「第2次さっぽろ都市農業ビジョン」について

##### (1) 改定の趣旨

市では、平成18年に「次世代の市民に引き継ぐさっぽろ型農業の確立」を基本理念とした「さっぽろ都市農業ビジョン」を策定し、さっぽろの農業を「次世代を担う子供たち」に残していくために取り組んできた。しかし、この10年間に農業者の高齢化や後継者不足で、農家戸数の減少がさらに進み、高齢化も進んでいる。また、国の施策や国際情勢の変化にも柔軟に対応することが必要となっている。これらを踏まえ、概ね10年後を見据えた「第2次さっぽろ都市農業ビジョン(案)」を取りまとめ、パブリックコメントを実施し、市民等からいただいた意見を参考に「第2次さっぽろ都市農業ビジョン」を策定した。

「第2次さっぽろ都市農業ビジョン」は、平成28年度からの概ね10年後の市を見据え、前計画と同様に、地産地消を基本とした持続的農業の推進や都市農業に対する市民意識の向上の観点等を踏まえつつ、担い手への支援や新規就農者の育成、確保に加え、企業や市民の農業参入など多様な担い手の確保や、女性農業者や高齢農業者が活躍できる環境づくりを促進することにより生産現場の喫緊の課題に積極的に対応するとともに、農地の持つ多面的な機能を最大限に発揮できるよう、地域の実状に応じた農地の保全と活用を重要な視点として、市の農業を持続的に発展させるための方向性を示すものである。

##### (2) ビジョンの位置づけと計画期間

「第2次さっぽろ都市農業ビジョン」は、平成34年を目標年次とする「札幌市まちづくり戦略ビジョン」を上位計画とし、これから10年間の市の都市農業を展望した、農業分野における基本的な取組の方向性を示す計画として位置づけている。

### 3.13.2 「第2次さっぽろ都市農業ビジョン」実現に向けた施策の展開

#### (1) 主な施策や制度について

取組の指針	主な施策
多様な農業の担い手の育成・確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中核的な担い手のさらなる経営の安定強化</li> <li>○小規模経営農業者の持続的営農の確保</li> <li>○新規就農者の育成・確保</li> <li>○多様な担い手の農業参入の促進</li> <li>○女性農業者や高齢農業者が活躍できる環境づくり</li> </ul>
農地の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○農地の利用集積、集約の促進</li> <li>○遊休農地の利活用の促進</li> <li>○市街化区域内及び周辺農地の活用</li> </ul>
農業経営の安定強化 (生産力と販売の強化)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特色ある農産物の生産振興</li> <li>○安全・安心向上の取り組みや環境保全型農業の推進</li> <li>○地産地消による流通拡大支援</li> </ul>
地区ごとの農業の個性を生かした 多様な取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の特性を生かした農業の推進</li> </ul>
市民の農業に対する理解促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民の農的体験活動の推進</li> <li>○市民と農業者の交流機会の創出</li> <li>○農業者、関係機関、消費者の相互理解の促進</li> </ul>

#### (2) 多様な農業の担い手の育成・確保

##### ア．地域計画（人・農地プラン）

地域における農業の将来の在り方や農業上の利用が行われる農用地等の区域について協議する場を設け、その結果を踏まえ農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、「地域計画」(人・農地プラン)の策定に向けた検討を行う。

##### イ．さっぽろ夢農業人育成支援事業（農業担い手育成・支援事業）

札幌の農業を支える担い手に対し、各種補助制度や研修機会等の活用を通じて経営の改善を図り、生産環境を維持する。

- ・新規就農者育成総合対策（経営発展支援事業、経営開始資金）
- ・札幌市新規就農支援事業

#### ウ．認定・登録制度

##### （ア）中核農家登録制度

経営に意欲的な農業者を中核農家として登録し、種々の事業を優先的に実施して、地域農業の担い手を育成するために創設した市独自の制度である。申請書を提出していただき、市から登録を受けた農業者を「中核農家」と言う。

##### （イ）認定新規就農者制度

農業経営基盤強化促進法に基づき、新たに農業経営を営もうとする青年等が作成した「青年等就農計画」を市に提出し、その計画の認定を受けた者を「認定新規就農者」と言う。

##### （ウ）認定農業者制度

農業経営基盤強化促進法に基づき、意欲ある農業者が自らの経営を計画的に改善するために作成した「農業経営改善計画」（5年後の経営目標）を市に提出し、その計画の認定を受けた農業者を「認定農業者」と言う。

#### エ．農地所有適格法人

農地法に基づき、農地や採草放牧地の所有権等を取得して農業経営を行うことができる法人であり、農業委員会では、農業経営の安定化や新たな農業の担い手を育成するため、農業経営の法人化をサポートしている。農業とその関連事業が3か年で売上高の過半を占めること（「事業要件」という。）などの要件を満たす必要がある。

#### オ．市民農業講座「さっぽろ農学校」

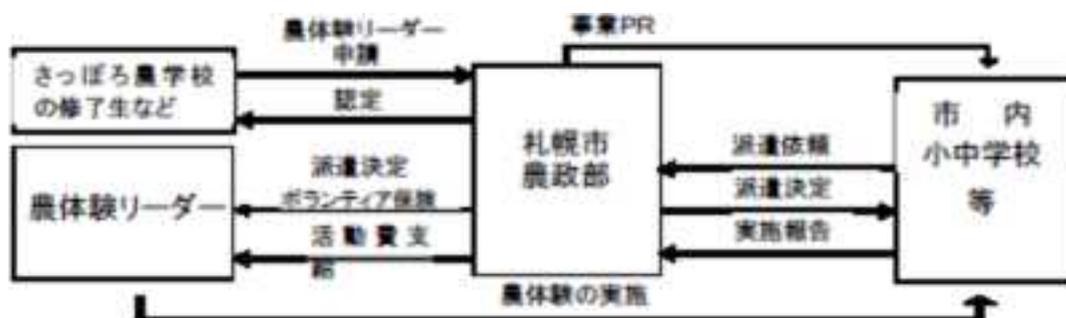
市民を対象に、農業に関する知識や栽培技術の習得を通じて、新たな農業の担い手と農業応援団を育成する市民農業講座「さっぽろ農学校」を開講している。Uターン後継者など農家の子弟も受講することができる。

## カ.札幌市農体験リーダー制度

市では、市民に対し農業に関する多様な体験の機会を積極的に提供するとともに、そのような場面において活躍できる人材の育成に取り組んでいる。「札幌市農体験リーダー制度」は、一定の農業技術や知識を有した者を「農体験リーダー」として認定し、市内小中学校の農業に関する「総合的な学習の時間」やクラブ活動等に派遣し、農業体験の支援をする制度である。認定の要件は、以下の3点をすべて満たした者である。

- ・市民農業講座「さっぽろ農学校」を修了した者、又は同等の知識技術を有すると市長が認めた者
- ・市民の農業体験等の機会です積極的に活動している者、又は活動しようとしている者
- ・指導者としてふさわしいと判断できる者

農体験リーダーは、派遣先の依頼に基づき、野菜の栽培などの農業体験のデモンストラーションや指導などを行う。



### 3.13.3 農業経営に関する各種支援

#### (1) 農地の賃借に係る助成

札幌市農地流動化奨励金制度		農政課 Tel. 211-2406
札幌市では、農振農用地区域内の農地の円滑な流動化を促進するため、利用権設定により農地を貸借した際に奨励金を交付する「札幌市農地流動化奨励金制度」を実施しています。		
対 象 農 地	札幌市内の農振農用地区域内で <u>過去に農地流動化奨励金等の交付対象となっていない農地</u>	
貸借の権利の種類	利用権設定による賃借権 (農地中間管理機構への貸付を除く)	
貸借期間	<u>6年以上</u>	
貸し手の要件	農地所有者(農家・非農家、札幌市民か否かは問いません。)	
借り手の要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定農業者、札幌市中核農家、認定新規就農者等</li> <li>・本市に住所がある方</li> </ul>	
交 付 額 (10a当たりの基準額) ※貸し手・借り手双方に 交付	普通畑	20,000円
	牧草畑	5,000円

(2) 新規就農者に対する助成

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農後の経営発展のために必要な機械・施設等の導入等の取組を支援します。

交付対象者の要件	<p>(1) 独立・自営就農時の年齢が原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。</p> <p>(2) 当該年度中に、次に掲げる要件を満たす独立・自営就農をする者であること。</p> <p>ア 農地の所有権または利用権を交付対象者が有していること。</p> <p>イ 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有し、又は借りていること。</p> <p>ウ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。</p> <p>エ 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。</p> <p>オ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。</p> <p>(3) 青年等就農計画の認定を受けた者（認定新規就農者）であること。</p> <p>(4) 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始する者であり、継承する農業経営の現状の所得、売上もしくは付加価値額を10%以上増加させる、または生産コストを10%以上減少させる経営発展支援事業計画等であると認められること。</p> <p>(5) 札幌市の「人・農地プラン」に中心となる経営体として位置づけられ、もしくは位置づけられることが確実と見込まれること、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること。</p> <p>(6) 機械・施設の取得費用等について、交付対象者本人が金融機関から融資を受けること。</p> <p>※ 上記の他にもいくつかの要件があります。詳細はお問い合わせください。</p>
助成対象	<p>(1) 助成の対象となる事業内容は、次に掲げる取組であって交付対象者が自らの経営においてそれらを使用するものであること。</p> <p>ア 機械・施設等の取得、改良又はリース</p> <p>※ 事業費が整備等内容ごとに50万円以上であること等、他にもいくつかの要件があります。詳細はお問い合わせください。</p> <p>イ 家畜の導入</p> <p>ウ 果樹・茶の新植・改植</p> <p>エ 農地等の造成、改良又は復旧</p> <p>(2) 本事業以外の国の助成事業の対象として整備するものではないこと。（融資に関する利子の助成措置を除く。）</p>
助成額	<p>補助対象事業費（上限額は500万円）の3/4を超えない範囲とする。</p> <p>※ 夫婦で農業経営を開始する場合や複数の青年就農者が農業法人を設立する場合について、別の規定を設けています。詳細はお問い合わせください。</p>

新規就農者育成総合対策（経営開始資金）		農政課 Tel. 211-2406
次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立に資する資金を交付します。		
交付対象者の要件	(1) 独立・自営就農時の年齢が原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。 (2) 次に掲げる要件を満たす独立・自営就農であること。 ア 農地の所有権または利用権を交付対象者が有していること。 イ 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有し、又は借りていること。 ウ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。 エ 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。 オ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。 (3) 青年等就農計画の認定を受けた者（認定新規就農者）であること。 (4) 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ交付期間中に新規作目の導入、経営の多角化等経営発展に向けた取組を行い、新規参入者と同等の経営リスクを負って経営を開始する青年等就農計画等であると認められること。 (5) 札幌市の「人・農地プラン」に中心となる経営体として位置づけられ、もしくは位置づけられることが確実と見込まれること、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること。 (6) 平成31年4月以降に農業経営を開始した者であること。 ※ 上記の他にもいくつか要件があります。詳細はお問い合わせください。	
交付金額及び交付期間	12.5万円/月（150万円/年）を最長3年間 ※ 夫婦で農業経営を開始する場合や複数の青年就農者が農業法人を設立し共同経営する場合については、別の規定があります。詳細はお問い合わせください。	

### (3) 経営所得安定対策

畑作物の直接支払交付金		農政課 Tel. 211-2406
単収や品質の向上に向けた農業者の努力が反映されるよう、生産量と品質に応じて交付する数量払を基本としつつ、営農を継続するために必要最低限の額を面積払（営農継続支払）として交付します。		
数量払の作物別平均交付単価（令和2～4年産）	○小麦 6,710円/60kg ○二条大麦 6,780円/50kg ○六条大麦 5,660円/50kg ○はだか麦 9,560円/60kg ○でん粉原料用ばれいしょ 13,560円/。	○大豆 9,930円/60kg ○てん菜 6,840円/。 ○そば 13,170円/45kg ○なたね 8,000円/60kg
面積払の交付単価	20,000円/10a（そばは13,000円/10a）	
交付対象者	認定農業者、集落営農及び認定新規就農者	

水田活用の直接支払交付金		農政課 Tel. 211-2406
水田で麦・大豆・米粉用米・飼料用米等の作物を生産する農業者に対して、主食用米並みの所得を確保し得る水準の交付金を面積払で直接交付します。		
戦略作物助成交付単価(10a当たり)	○麦・大豆 35,000円 ○WCS用稲 80,000円 ○米粉用米・飼料用米 収量に応じ、55,000円～105,000円	○飼料作物 35,000円 ○加工用米 20,000円
産地交付金交付単価(10a当たり)	○タマネギ・レタス・ホウレンソウ・コマツナの作付け 29,000円 ○馬鈴薯(種子用・でん粉原料用を除く)・一般野菜の作付け 19,000円 ○花き作付け 9,500円 ○草地更新 19,000円 ○スマート農業推進(野菜・花き・果樹) ○飼料用米作付け ○地力増進作物助成	○果樹作付け 9,500円 ○そば作付け 20,000円 10,000円 15,000円 5,000円
※交付メニュー及び交付単価は変動する場合があります。	高収益作物定着促進支援 20,000円(※)×5年間 ※ 加工・業務用野菜等の場合は30,000円 高収益作物畑地化支援 175,000円 ※ 令和5年度までの時限措置とし、その他の転換作物に係る畑地化も同様の単価で支援 子実用とうもろこし支援 10,000円	
交付対象者	販売目的で対象作物を交付対象水田で生産(耕作)する販売農家・集落営農	

収入減少影響緩和交付金		農政課 Tel. 211-2406
農家拠出を伴う経営に着目したセーフティネットであり、米・麦・大豆・てん菜・でん粉原料用ばれいしょの農業収入全体の減少による影響を緩和するための制度です。		
交付対象者	認定農業者、集落営農及び認定新規就農者	
内 容	農業者の米、麦、大豆等の当年産の販売収入の合計(当年産収入額)が、過去の平均収入(標準的収入額)を下回った場合に、その差額の9割を補填。	

農業経営基盤強化準備金制度		農政課 Tel. 211-2406
経営所得安定対策等の交付金を活用して、計画的に農業経営の基盤強化（農用地、農業用の建物・機械等の取得）を図る取り組みを支援する制度です。		
対象交付金	経営所得安定対策交付金等	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 認定農業者・認定新規就農者が、経営所得安定対策等の交付金（畑作物の直接支払い交付金、米・畑作物の収入減少影響緩和交付金、水田活用の直接支払交付金）を、農業経営改善計画などに従い農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合、この積立額を個人は必要経費に、法人は損金に算入可能。</li> <li>○ また、農業経営改善計画などに従い、積み立てた準備金を取り崩したり、受領した交付金をそのまま用いて農用地、農業用の建物・機械等の固定資産を取得したりした場合、圧縮記帳可能。</li> </ul>	

#### (4) 日本型直接支払

多面的機能支払（農地維持支払）		農政課 Tel. 211-2406
交付対象者（活動組織）	農業者のみで構成される活動組織又は農業者及びその他の者（地域住民、団体など）で構成される活動組織等	
対象活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域資源の基礎的保全活動</li> <li>・地域資源の適切な保全管理のための推進活動</li> </ul>	
交付単価	○田：2,300円/10a ○畑：1,000円/10a ○草地：130円/10a	
対象農地	農振農用地区域内の農用地 地方公共団体が多面的機能の維持の観点から必要と認める農用地	

多面的機能支払（資源向上支払）		農政課 Tel. 211-2406
交付対象者（活動組織）	地域住民を含む活動組織	
対象活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>①地域資源の質的向上を図る共同活動</li> <li>②施設の長寿命化のための活動</li> </ul>	
交付単価	<ul style="list-style-type: none"> <li>①田：1,920円/10a 畑：480円/10a 草地：120円/10a</li> <li>②田：3,400円/10a 畑：600円/10a 草地：400円/10a</li> <li>※ ①は農地維持支払と併せて取り組むことが基本</li> <li>※ 農地維持支払と併せて①、②に取り組む場合は、①の単価は0.75を乗じた額に減額。</li> </ul>	
対象農地	農振農用地区域内の農用地	

環境保全型農業直接支払		農業支援センター Tel. 787-2220
交付対象者 (活動組織)	国際GAPを実施している複数の生産者により構成される任意組織	
対象活動	化学肥料、化学合成農薬を都道府県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組と合わせて行うカバークロップ(緑肥)の作付けや堆肥の施用及び有機農業	
交付単価 (全国共通)	○カバークロップ(緑肥)の作付け 6,000円/10a ○リビングマルチ 5,400円/10a ○堆肥の施用 4,400円/10a ○有機農業 12,000円/10a(そば等雑穀・飼料作物 3,000円/10a) ○草生栽培 5,000円/10a ○不耕起播種 3,000円/10a ○長期中干し 800円/10a ○秋耕 800円/10a ※全国の申請額が国の予算額を上回る場合、単価の調整が行われます。	
対象農地	農業振興地域内の農地、生産緑地地区内の農地	

(5) 施設・設備等の整備に対する助成

札幌市新規就農支援事業		農政課 Tel. 211-2406
本市農業の新たな担い手となる新規就農者等の経営の早期安定を図るために必要な機械・施設の整備等の経費に対して助成します。		
対象者	人・農地プランに中心となる経営体として位置づけられているか、位置づけられることが確実と見込まれる者及びそれらの者で組織する団体で次の各号のいずれかに該当する者 ア 新たに独立・自営により経営を開始してから5年以内の者(三親等以内の親族から経営を継承する場合を除く) イ 農業に従事してから5年以内の者が役員の過半を占める法人 ウ ア、イの者が2名以上含む農業者で組織する団体であり、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体	
対象事業	1) 農畜産物の生産、加工、流通、販売に関する農業経営の開始若しくは改善に必要な機械又は施設、資材等の取得等 2) 農地等の改良、造成等	

札幌市農業基盤整備事業		農業支援センター Tel. 787-2220
<p>国・道費補助事業の採択要件に満たない事業を対象に、市内農家が組織的に取り組む農業生産基盤の整備に要する経費の一部を補助しています。(土地基盤整備については、国・道費補助事業に対する市費上乗せ補助も実施しています。)</p> <p>土地基盤整備のほか、「人と環境にやさしい農業」や地元で取れた農産物を地元で消費する地産地消を基本理念とした生産施設や加工施設、直売所整備等による地域活性化の推進や有害鳥獣対策などを重点的に進めています。</p>		
事業主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業協同組合</li> <li>・農地所有適格法人</li> <li>・札幌市の農業生産振興対策に寄与する生産者であって、札幌市が認める農業者（認定農業者・認定新規就農者・札幌市中核登録農家等）</li> </ul>	
事業費	50万円以上の事業（ソフト事業、有害鳥獣対策事業などは除く）	
補助金の額	一つの事業主体に対する補助金は、市長が認める場合を除き3カ年合計で300万円を限度とする。（これは、一事業実施者への補助金の偏りをなくすためのものです。）	

(6) 地産地消の推進に係る助成

札幌市地産地消推進事業		農業支援センター Tel. 787-2220	
安全・安心な農畜産物の生産供給体制づくりについての取り組みを支援し、地産地消を推進することを目的として、札幌市地産地消推進事業補助制度を設けています。			
補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「さっぽろハーベストランド」についての事業に取り組む農業協同組合などの団体</li> <li>・札幌市の農業振興地域内で農業を行っている生産者で、「さっぽろハーベストランド」農畜産物の生産・出荷に取り組むもの、又は生産履歴等を記録している良質な農業生産活動の振興に寄与するもの</li> </ul>		
区分	対象	補助率	下限額
地産地消啓蒙普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パンフレットなど作成費</li> <li>・消費者交流など経費 (委託費、交通費、会場費など)</li> </ul>	1/2 以内	3 万円
農畜産物の生産・流通情報管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産履歴など商品情報管理に関する機器・システム</li> <li>・説明会、マニュアルの作成など経費</li> </ul>		
農畜産物の審査・認証	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農産物の審査・認証に係る経費</li> <li>・研修費(受講費、講師謝礼、会場費など)</li> <li>・その他経費(水質検査費、残留農薬検査費など)</li> </ul>		
機 器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・静電噴口を用いた防除機器(静電噴口本体及び付随する機器)</li> <li>・捕虫器(捕虫器本体及び一体で使用する送風機)</li> <li>・作業農業散布機(本体及び周辺機器、播種一体型可)</li> <li>・除草機(本体及び周辺機器)</li> <li>・ドリフト対策機材(ドリフト防止ノズル、防風ネット・支柱など)</li> <li>・局所施肥機(局所施肥本体及び周辺機器)</li> <li>・上記機器区分の6項目のほか、化学合成農薬及び化学合成肥料の削減に繋がる機器</li> </ul>		
	※ただし、機器の単価は50万円未満に限る。また、中古品は対象外とする。		
その他、市長が特に定めるもの			

札幌市食料産業・6次産業化交付金事業（加工・直売事業） 農政課 Tel. 211-2406	
一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組を支援するため、加工・販売施設等の整備に対して交付金を交付します。（市を経由して補助金を交付する国の間接補助事業です。）	
対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・六次産業化・地産地消法に基づく認定（認定総合化事業計画）を受けた農林漁業者の組織する団体</li> <li>・農商工等連携促進法に基づく認定（認定農商工等連携事業計画）を受けた農林漁業者の組織する団体及び中小企業者</li> </ul>
交 付 要 件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交付対象事業費に充てるために規定された資金の貸付又は出資を受けていること</li> </ul>
交 付 率	交付対象事業費の3/10以内 ただし、次のいずれかに該当する事業は1/2以内 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村戦略に基づき実施する事業</li> <li>・事業計画の開始から2年以内に障害者雇用を行う事業</li> </ul>
交 付 金 の 額 の 算 出	次のアからウまでに掲げる額のうち最も低い額の範囲内 ア 交付対象事業費に3/10（交付率が1/2以内の場合は1/2）を乗じて得た額 イ 交付対象事業費に充てるために貸付等を行う資金の額 ウ 交付対象事業費からイの額及び地方公共団体等による助成額を控除して得た額

### （7）農業金融制度

農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）	
効率的・安定的な経営体を育成するため、農業経営改善計画の認定を受けた農業者への優遇措置として、農地の取得、機械・施設の投資などの長期運転資金として融資するものです。	
対 象	認定農業者
融 資 機 関	日本政策金融公庫
使 途	農地の改良・復旧、農地の取得、農地等における貸貸借及び使用収益権等の権利金の支払、果樹等多年生草木の新植・育成等、家畜の購入・育成、農業経営の改善費用、施設等の改良・造成等、災害復旧・負債整理等
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○貸付限度額＝個人3億円、法人10億円</li> <li>○償還期限＝25年以内</li> </ul>

農業近代化資金	
農業の担い手の育成を中心に広く農業経営の近代化に資することを目的とする民間原資の資金制度で、施設等改良・取得資金、長期運転資金として融資するものです。	
対 象	認定農業者、認定新規就農者など
融 資 機 関	農協等民間融資機関
使 途	農地の改良・復旧、果樹等多年生草木の新植・育成等、家畜の購入・育成、農業経営の改善費用、機械・施設の取得等
内 容	○貸付限度額＝個人1,800万円、法人2億円 ○償還期限＝資金用途によって7～20年以内

経営体育成強化資金	
認定農業者以外の担い手農業者に対して前向きに経営改善を行うための資金と、負債の償還負担を軽減するための資金との双方を融資する資金です。	
対 象	認定新規就農者など
融 資 機 関	日本政策金融公庫
使 途	農地等の取得、施設等の造成等、果樹等多年生草木の新植・育成等、家畜の購入・育成、運転資金の一部等
内 容	○貸付限度額＝個人1億5,000万円、法人5億円 ○償還期限＝25年以内

農業改良資金	
新作物の進出・加工や新技術の導入等にチャレンジする農業者を支援するための資金を融資します。	
対 象	エコファーマー(※)など ※エコファーマー・・・「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(持続農業法)」第4条第1項の認定農業者(持続農業法第4条第2項の認定導入計画に従って持続農業法第2条に掲げる持続性の高い農業生産方式を導入する場合に限る)です。
融 資 機 関	日本政策金融公庫
使 途	施設の改良・造成・取得、果樹等多年生草木の新植・育成等、家畜の購入・育成、品種の転換、機械の取得等
内 容	○貸付限度額＝個人5,000万円、法人1億5,000万円 ○償還期限＝12年以内 ○金利＝無利子

青年等就農資金	
就農段階から農業経営の改善・発展まで一貫した担い手の育成支援ができるように融資するものです。	
対 象	認定新規就農者
融 資 機 関	日本政策金融公庫
使 途	施設の造成等、果樹等多年生草木の新植・育成等、家畜の購入・育成、運転資金等
内 容	○貸付限度額=3,700万円 ○償還期限=17年以内 ○金利=無利子

クイック融資	
500万円以下の貸付けは、無担保・無保証により融資の可否を最速1週間で審査します。	
対 象	認定農業者
融 資 機 関	日本政策金融公庫
使 途	※スーパーL資金の融資条件と同じ（負債整理等は含まない）
内 容	○貸付限度額=500万円 ○償還期限、金利などは、スーパーL資金の融資条件に基づきます。

農林漁業セーフティネット資金	
不慮の災害や社会的・経済的環境の変化、民間金融機関による対応が困難な不測の事態により、経営の維持安定が困難となった場合、経営維持安定に必要な資金を融通するものです。	
対 象	認定農業者、認定新規就農者など
融 資 機 関	日本政策金融公庫
使 途	災害（台風、冷害、干ばつ等）により被害を受けた経営の再建、行政指導（家畜の殺処分・移動制限等）、社会的・経済的環境の変化による経営状況の悪化等
内 容	○貸付限度額=600万円 ○償還期限=15年以内

### 3.14 農政改革

#### (1) 都市農業振興基本法の制定

人口減少や高齢化が進む中で都市農地に対する開発圧力が低下していることに加え、東日本大震災を契機として防災の観点からも都市農地を保全すべきとの機運が高まってきていることなどを背景に、都市農業の安定的な継続を図ることなどを目的として平成27年4月、「都市農業振興基本法」が成立した。

この基本法では、1)都市農業の多様な機能の適切かつ十分な発揮と都市農地の有効な活用及び適正な保全、2)良好な市街地形成における農との共存、3)国民の都市農業の有する機能等の理解を基本理念としており、今後この基本法に基づき平成28年3月に国が策定した「都市農業振興基本計画」に則し、都市農業における農産物の供給機能の向上、防災機能の発揮、的確な土地利用計画の策定等のための施策が推進されるとともに、税制上の措置の検討が進められることとなる。市においても都市部に残る農地の在り方・活用について検討を進めていくことが求められる。

#### (2) 平成27年農業委員会法改正

平成27年農業委員会法改正では、農業委員会の主たる使命である農地利用の最適化(担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進)を推進するため、1)農業委員の業務の重点は農地利用の最適化の推進であることを明確化、2)農業委員の選出方法を公選制から市町村長の選任制に変更、3)農地利用最適化推進委員の新設、4)農業委員会ネットワーク機構の指定、などの改正が行われた(平成28年4月1日から施行)。市では、法改正を踏まえ、今後さらに農地利用の最適化が図られるように取り組んでいくことが求められる。

#### (3) 平成27年改正農地法

平成27年8月に「平成27年改正農地法」が成立し、平成28年4月に施行された。今回の改正は、農地を所有できる法人が6次産業化等を図り経営を発展しやすくするための要件を見直すとともに、農地を所有できる法人の要件を明確にするため、農地法上の法人の呼称を「農業生産法人」から「農地所有適格法人」に変更するものである。「食」と関わりのある企業が多く立地する市においては、企業参入を見据え、関係機関との連携調整による農地の適正利用の方策を検討していくことが求められる。

#### (4) 農業を取巻く国際情勢

日本は、平成 28 年 6 月現在、16 の国や地域と EPA<sup>7</sup> を締結・署名しており、WTO 交渉の行方が不透明な中、世界的に EPA・FTA<sup>8</sup> が拡大し、貿易を始めとする自由化が進展するなど、農業を取り巻く国際情勢は、グローバル化が急速に進んでいる。そうした中、日本の農業に今後大きな影響を及ぼすことが予想されている動きとして、環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）が挙げられる。TPP 協定は、知的財産管理などルールの統一を図るとともに、貿易関税の撤廃を目指すものである。

北海道では、TPP による農産物の価格低下や生産の減少など、北海道としての不安や懸念が払拭されることが不可欠であることから、北海道の農林水産業が確実に再生産を続けることができ、担い手が将来に希望と意欲を持って取り組めるよう万全な対策を講じるよう国に求めている。

<sup>7</sup> EPA(経済連携協定): 貿易の自由化に加え、投資、人の移動、知的財産の保護や競争政策におけるルール作り、様々な分野での協力の要素などを含む幅広い経済関係の強化を目的とする協定のこと <sup>8</sup> FTA(自由貿易協定): 特定の国や地域の間で、物品の関税やサービス貿易の障壁などを削減・撤廃することを目的とする協定のこと